

平成 21 年 4 月 15 日

各 位

アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社

代 表 者 代表執行役会長 スコット キャロン

(コード番号 2337 大証ヘラクレス)

問合せ先 代表執行役最高財務責任者 佐橋 数哉

(電話番号 03-3502-4818)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 27 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の変更

本日付で別途開示いたしました「完全子会社の吸収合併に関するお知らせ」記載のとおり、平成 21 年 6 月 1 日付（予定）にて、当社は、徹底的なコスト削減及び経営効率の向上を実現するために、アセット・マネジャーズ株式会社及びアセット・マネジャーズ・インターナショナル株式会社を吸収合併することといたしました。

これにより、当社は純粋持株会社から事業持株会社に移行することとなるため、平成 21 年 6 月 1 日付（予定）にて当社の事業目的を変更するものであります。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました（いわゆる株券の電子化）。

株券の電子化が実施されたことに伴い、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること。</u></p> <p>(1) 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介</p> <p>(2) 債権の買取業務</p> <p>(3) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理</p> <p>(4) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務</p> <p>(5) 不動産流動化<u>コンサルタント業務</u></p> <p>(6) 有価証券の取得、保有、運用及び投資</p> <p>(7) 金融商品取引業（第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業）、金融商品仲介業及びこれらの業務代理</p> <p>(8) 都市再開発、観光開発その他土地開発及び建築工事並びにこれらに関する設計、<u>工事監理及び建設コンサルタント業</u></p> <p>(9) <u>損害保険代理店業</u></p> <p>(10) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資業</p> <p>(11) 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理</p> <p>(12) <u>玩具等の輸出入及び販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(13) 経営一般及び株式公開に関する <u>コンサルタント業</u></p> <p>(14) <u>前記(1)から(13)に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(1) 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介</p> <p>(2) 債権の買取</p> <p>(3) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理</p> <p>(4) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行</p> <p>(5) 不動産の流動化</p> <p>(6) 有価証券の取得、保有、運用及び投資</p> <p>(7) 金融商品取引業（第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業）、金融商品仲介業及びこれらの業務代理</p> <p>(8) 都市再開発、観光開発その他土地開発及び建築工事並びにこれらに関する設計<u>及び</u>工事監理</p> <p>(9) <u>各種保険の代理業及び募集業</u></p> <p>(10) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資</p> <p>(11) 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理</p> <p>(12) <u>物品等の販売及び貿易</u></p> <p>(13) <u>前各号に係るコンサルティング</u></p> <p>(14) 経営一般及び株式公開に関する <u>コンサルティング</u></p> <p>(15) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="296 288 730 315"><u>2.前号に附帯または関連する一切の事業。</u></p> <p data-bbox="226 517 539 544">第3条～第6条 （記載省略）</p> <p data-bbox="237 607 376 633">（株券の発行）</p> <p data-bbox="226 651 743 678"><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p data-bbox="226 741 539 768">第8条～第9条 （記載省略）</p> <p data-bbox="237 786 424 813">（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="226 831 459 857">第10条 （記載省略）</p> <p data-bbox="277 875 448 902">2 （記載省略）</p> <p data-bbox="277 920 783 1171">3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p data-bbox="237 1234 400 1261">（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="226 1279 783 1440">第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="226 1547 563 1574">第12条～第14条 （記載省略）</p>	<p data-bbox="858 288 1369 450"><u>2 当社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="807 517 1145 544">第3条～第6条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="818 651 911 678">（削除）</p> <p data-bbox="807 741 1145 768">第7条～第8条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="818 786 1007 813">（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="807 831 1050 857">第9条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="858 875 1050 902">2 （現行どおり）</p> <p data-bbox="858 920 1369 1081">3 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p data-bbox="818 1234 981 1261">（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="807 1279 1369 1485">第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料<u>並びに株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="807 1547 1169 1574">第11条～第13条 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 44 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 15 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>第 44 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 45 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 46 条 <u>第 44 条、第 45 条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p> <p>第 47 条 <u>第 2 条の変更は、平成 21 年 6 月 1 日をもって効力が発生するものとし、平成 21 年 6 月 1 日をもって本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 21 年 5 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 5 月 27 日 (予定)

ただし、第 2 条の変更については、平成 21 年 6 月 1 日(予定)に効力が発生するものとします。

以 上